

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………（循環型社会推進課）	1
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	1
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	1
○津波災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	2

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	2
○特定調達契約に係る入札の公告……………	3
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	4
○特定調達契約に係る入札の公告……………	5

道監査委員公表

○令和3年度に係る随時監査（工事）の結果の公表……………	6
○令和元年度に係る財政的援助団体等監査の結果に対する措置状況の公表……………	6

告 示

北海道告示第143号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和4年3月1日

北海道知事 鈴木直道

- 形質変更時要届出区域 室蘭市仲町1番の一部、120番1の一部（次の図のとおり）
- 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第144号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和4年3月1日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林の所在場所 目梨郡羅臼町松法町151の5地先（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年3月1日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林 広尾郡大樹町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大樹町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振

興局産業振興部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第146号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

令和4年3月1日

北海道知事 鈴木直道

1 津波災害警戒区域の表示

- (1) 市町村 広尾郡広尾町
- (2) 大字等 会所前1丁目、会所前2丁目、会所前3丁目、会所前4丁目、会所前5丁目、会所前6丁目、字エツキサイ、字シュマラウス、字タンネソ、字チシュウス、字ビタタヌンケ、字フンベ、字モエケシ、字ラッコベツ、字ルベシベツ、字ヲシラベツ、字ヲリコマナイ、字音調津、字小紋別、字美幌、字豊似、字茂寄、字茂寄南3線、字紋別、字紋別10線、字紋別11線、字紋別12線、字紋別16線、字紋別17線、字紋別9線、字野塚、字野塚10線、字野塚14線、字野塚15線、字野塚1線、西1条1丁目、西2条1丁目、東1条5丁目、東1条6丁目、東1条7丁目、東1条8丁目、東1条9丁目、並木通西3丁目、並木通西4丁目、並木通東2丁目、並木通東3丁目、並木通東4丁目（次の図のとおり）

2 基準水位 次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁渡島教育局告示第20号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年3月1日

北海道教育庁渡島教育局長 谷垣 朗

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和3年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物

品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和4年3月1日に一般競争入札の公告を行う北海道函館養護学校スクールバス運行契約
- (2) 資 格 北海道函館養護学校スクールバス運行契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 申請をしようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいるものであること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣に届け出ていること。
- (3) 北海道函館養護学校からの連絡を受けてから、1時間30分以内に当該校に到着できること。
- (4) 次の仕様を満たした貸切りのバスを同時に運行できること。

ア 大型バス2台

- (ア) 座席数 27席以上（補助席を除く。）及び車椅子・バギー固定スペース5台以上
- (イ) 装備品 車椅子昇降用リフト、車椅子・バギー固定用金具及び座席用幅広胸ベルト

イ 小型バス1台

- (ア) 座席数 10席以上（補助席を除く。）
- (イ) 装備品 座席用幅広胸ベルト

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和4年3月1日（火）から同月10日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<https://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当

該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第21号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年3月1日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道函館養護学校スクールバス運行業務

- ア Aコース（1日3便）（1日当たりの単価） 118日
イ Aコース（1日2便）（1日当たりの単価） 85日
ウ Bコース（1日3便）（1日当たりの単価） 118日
エ Bコース（1日2便）（1日当たりの単価） 85日
オ Bコース（1日1便）（1日当たりの単価） 203日

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和4年北海道教育庁渡島教育局告示第20号に規定する北海道函館養護学校スクールバス運行契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目

6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入 札 日 時 令和4年3月15日（火）午前10時（送付による場合は、同月14日（月）午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名 称 及 び 数 量 北海道七飯養護学校スクールバス運行業務（増便等分）

ア 産業道路コース（1日1便） 204日

イ 北斗市コース（1日3便） 117日

ウ 北斗市コース（1日2便） 87日

- (2) 予 定 時 期 令和4年3月頃（入札期日の前日から起算して14日前までに公告する。）

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

- (1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

- (2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局に届け出た運賃・料金を基に積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : The school bus services of the Hokkaido Hakodate Special Needs School

- a Course A (3 times a day) 118 services
b Course A (2 times a day) 85 services
c Course B (3 times a day) 118 services
d Course B (2 times a day) 85 services
e Course B (1 time a day) 203 services

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 15, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 14, 2022)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第22号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年3月1日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和3年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和4年3月1日に一般競争入札の公告を行う北海道七飯養護学校スクールバス運行契約（増便等分）

- (2) 資 格 北海道七飯養護学校スクールバス運行契約（増便等分）に関する資格（以下「資格」という。）

- (3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 申請をしようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいるものであること。
(2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣に届け出ていること。
(3) 北海道七飯養護学校からの連絡を受けてから、1時間30分以内に当該校に到着できること。
(4) 次の仕様を満たした貸切りのバスを運行できること。

大型バス 2台

ア 座席数 45席以上（補助席を除く。）

イ 添乗員 各2名

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和4年3月1日（火）から同月10日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>）においてダウンロードすることができる。
(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年3月1日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

北海道七飯養護学校スクールバス運行業務（増便等分）

ア 産業道路コース（1日1便）（1日当たりの単価）	204日
イ 北斗市コース（1日3便）（1日当たりの単価）	117日
ウ 北斗市コース（1日2便）（1日当たりの単価）	87日

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和4年北海道教育庁渡島教育局告示第22号に規定する北海道七飯養護学校スクールバス運行契約（増便等分）に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和4年3月15日（火）午前10時（送付による場合は、同月14日（月）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和4年3月1日付け北海道教育庁渡島教育局告示第21号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

(1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

(2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局に届け出た運賃・料金を基に積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : The school bus services of the Hokkaido Nanae Special Needs School for increased services

a Course Sangyodoro (1 time a day) 204 services

b Course Hokutoshi (3 times a day) 117 services

c Course Hokutoshi (2 times a day) 87 services

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 15, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 14, 2022)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate,

Hokkaido 041-8557 Japan

Phone : 0138-47-9029

道 監 査 委 員 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により、令和3年度に係る随時監査（工事）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/>）から閲覧することができる。

令和4年3月1日

北海道監査委員 佐々木 俊 雄

北海道監査委員 稲 村 久 男

北海道監査委員 深 瀬 聡

北海道監査委員 佐 藤 敏

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和元年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第14項の規定により、知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/>）から閲覧することができる。

令和4年3月1日

北海道監査委員 佐々木 俊 雄

北海道監査委員 稲 村 久 男

北海道監査委員 深 瀬 聡

北海道監査委員 佐 藤 敏